

一般競争入札を行いますので、京都市上下水道局契約規程第7条の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成20年7月7日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

1 一般競争入札に付する事項

(1) 委託業務件名

鳥羽水環境保全センター 実施設計委託（その53）

(2) 委託業務概要

本委託業務は、鳥羽水環境保全センターにおける返流水系統全体の改築・更新計画に基づき、第3返流水管、特殊人孔の耐震診断及び第3返流水管の耐震化と第2返流水管とのネットワーク化のための管渠の詳細設計を行うものです。

ア 耐震診断（第3返流水管）

φ1100mm L=461.6m（伏越部φ900区間含みます。）

特殊人孔（簡易） N=3箇所

イ 管渠耐震実施（詳細）設計（第3返流水管）管更生工法

φ1100mm L=461.6m（伏越部φ900区間含みます。）

ウ 人孔実施（詳細）設計

人孔更生工法 特殊人孔（簡易） N=17箇所

エ 管渠実施（詳細）設計（第3から第2返流水系統間）

推進工法 φ800mm L=87m

(3) 履行期間

契約の日から平成20年9月12日まで

(4) 履行場所

京都市南区上鳥羽塔ノ森町 地内

2 入札参加資格に関する事項

この公告に係る競争入札に参加できる者は、次に掲げる条件をすべて満たす者で、競争入札の参加資格の確認において、その資格があると認められたものとします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 一般競争入札に参加する者に必要な資格を有すること。
- (3) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限から競争入札参加資格の確認までの期間に、京都市上下水道局競争入札等取扱要綱第27条第1項の規定に基づく競争入札の参加停止の処分を受けていないこと。
- (4) 建設コンサルタント登録規定（建設省告示第717号）に基づく「下水道」部門の登録を受け、京都市上下水道局の平成18年度から平成21年度までの競争入札有資格者名簿に「建設コンサルタント」で登録されていること。
- (5) 技術士法施行規則に規定する技術部門のうち、「上下水道部門」の選択科目における「下水道」の技術士資格者又は「下水道部門」のシビルコンサルティングマネージャ（以下「RCCM」といいます。）の資格を有する者を管理技術者及び照査技術者として配置できること。ただし、管理技術者と照査技術者は同一の者であってはならない。

なお、配置予定の技術者は、常勤の自社社員であり、かつ、入札参加申出日において引き続き3箇月以上の雇用関係があること。

また、落札後において、実際に配置する技術者の変更は認められない。

- (6) 平成5年度以降に、国内において下水道法第2条に規定する終末処理場の汚泥処理施設及び水処理施設の改築の実施設計業務を元請として履行した実績があること。ただし、施工中のものは除きます。

(7) 関係会社の参加制限

本件入札に参加しようとする者が、次の各号のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの一者しか参加できません。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいいます。以下同じ。）、子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」といいます。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除きます。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいいます。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除きます。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

前各号と同視し得る資本関係又は人的関係にあると認められる場合

3 問い合わせ先、一般競争入札参加資格確認申請書等の交付期間及び交付方法

(1) 問い合わせ先

〒601-8004 京都市南区東九条東山王町12番地

京都市上下水道局本庁舎 1 階

京都市上下水道局総務部用度課

(電話 075-672-7728)

ホームページのアドレス <http://www.city.kyoto.jp/suido/yodo.htm>

(2) 交付期間

この公告の日から平成20年7月14日(月)まで。ただし、京都市の休日を定める条例に規定する本市の休日(以下「休日」といいます。)を除きます。

午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。

(3) 交付方法

(1)の上下水道局ホームページに掲載しますので、ダウンロードして使用してください。

4 入札方式及び競争入札の参加資格の確認手続等

(1) 入札方式

ア 本件入札は、京都市電子入札システムにより行います。

なお、入札参加希望者が電子入札により難しいやむを得ない理由がある場合は、事前に管理者の承諾を受けることにより、紙による入札(以下「紙入札方式」といいます。)を認めることとし、別に定める方法により入札に係る手続を行います。

イ 電子入札コアシステムに対応している認証局が発行したICカード(本市に提出済みの「使用印鑑届」と同一名義人のもの又は受任者がいる場合には受任者名義のもので、かつ、落札決定日の日時までの間において有効であるものに限ります。)を取得したうえで、京都市電子入札システムへの利用者登録を行っている者が、インターネットを利用して入札データを送信します。(紙入札方式により入札に参加する場合は、京都市上下水道局総務部用度課(以下

「用度課」といいます。)に持参することとします。)

(2) 参加資格の確認の申請

入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類（以下「申請書類」といいます。）を添付したうえ、京都市電子入札システムへ送信し、審査を受けることとします。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 上記2(4)、2(5)及び2(6)に掲げる条件に関する書類等

(3) 申請書類の提出期間

この公告の日から平成20年7月14日（月）まで。ただし、受付時間は、休日を除く午前9時から午後5時まで。（紙入札方式の申請者は、正午から午後1時までを除きます。）

(4) 参加資格の確認の通知及び委託設計図書について

申請書類の受領後、競争入札の参加資格の確認を行い、平成20年7月18日（金）に、京都市電子入札システムにより確認するよう電子メールを送信します。（紙入札方式による場合は、用度課にて掲示します。）

なお、入札参加資格を有すると確認した旨通知があった者は、設計図書を上記3(1)の場所で貸与しますので、資格確認通知後、速やかに交付を受けること。

(5) 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

ア 参加資格がないと認められた者は、管理者に対し、書面により競争入札の参加資格がないと認めた理由の説明を求められます。

なお、当該書面は、平成20年7月23日（水）までに、上記3(1)の場所に提出することとします。

イ 管理者はアによる説明を求められたときは、平成20年7月25日（金）までに説明を求めた者に対し、書面により回答します。

(6) 参加資格の確認の取消し

参加資格があると認めた者が次の各号のいずれかに該当することになったときは、管理者は(4)による通知を取り消し、改めてその旨を通知します。

ア 参加資格があると認めた者が、入札日時までに、京都市上下水道局契約規程第3条に規定する一般競争入札参加者の資格を喪失したとき。

イ アに掲げるもののほか、この入札に参加する者に必要な資格を欠くこととなったとき。

ウ その他管理者が特に入札に参加させることが不適當であると認めたとき。

5 入札期間及び開札日

(1) 入札期間

平成20年7月29日(火)、30日(水)及び31日(木)の午前9時から午後5時まで。ただし、紙入札方式により入札書を持参する者は正午から午後1時までを除きます。

(2) 開札日時

平成20年8月1日(金)午前9時から開札し、落札者を決定します。

なお、落札者に対しては、落札結果を電子入札システムにより確認するよう電子メールを送信します。(紙入札方式の申請者には電話により通知します。)

(3) 入札の執行結果の公表

入札の執行結果は、決定後、上記3(1)の場所で閲覧に供し、併せて上下水道局ホームページにおいて公表します。

(4) 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含まない金額を入札することとします。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者と

します。

7 入札の無効

京都市上下水道局契約規程第12条各号（第3号を除きます。）に定めるもののほか、虚偽の申請により参加資格があると認めた者が行った入札は、無効とします。

8 その他

- (1) この調達は、政府調達に関する協定の適用を受けるものではありません。
- (2) この手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約保証金 免除
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 前払金 交付

（上下水道局総務部用度課）